

お客様各位

平成29年2月1日

春は名だけの風の寒さを実感する日々ですが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今年インフルエンザが大流行しておりますので、マスクと手洗いやうがいのがいがかせません。今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成29年度税制改正について
3. コラム～働き方改革、「残業時間の上限60時間」について

1. 今月の事務

平成28年分の所得税・個人住民税の確定申告の受付期間は、2月16日から3月15日までです。

給与所得者であっても昨年末に年末調整を受けなかった人、28年中の給与収入が2000万円を超える人、一定額以上の副収入がある人、2か所以上の会社から給与の支払いを受けている人などは確定申告が必要です。

確定申告の必要がない人でも、一定額以上の医療費を支払ったり、ローンを利用して住宅の取得や増改築をしたり、自然災害（地震、風水害、雪害等）や盗難などで資産に損害を被った場合には、還付申告をすることで、税金が戻ってくるケースがあります。

還付申告ができる期間は、税金を納め過ぎた年の翌年の1月1日から5年間です。なお、この還付申告は確定申告と同様に扱われますので、仮に医療費控除だけを適用してしまうと、後日、過去の株式等の譲渡損失の損益通算を適用することは認められないため、必ず同時に申告する必要があることに留意して下さい。この還付申告は、2月16日より前の時期でも受け付けてもらえるため、税務署が比較的空いている時期に行くのが良く、一部の税務署は、期間中の日曜日でも確定申告の相談・申告書の受付を行なっていますので、詳しくは、国税庁のホームページで確認してください。

そして、今回から申告書にマイナンバーを記載し、税務署等で提出する際にはマイナンバー通知書等の提示が必要になることに留意して下さい。

2. 平成29年度税制改正について

今回は中小企業向けの改正内容をご説明します。

① 軽減税率の延長

中小企業者等に対する課税所得年800万円以下の額に対する法人税の軽減税率15%（本則は19%）の適用期限が平成29年3月31日から2年間延長されます。

② 中小企業投資促進税制の変更

中小企業投資促進税制について、対象資産から器具備品が除外した上で、その適用期限が2年間延長されます。

更に、中小企業投資促進税制の拡充措置として、「中小企業経営強化税制」が新設され、従来の即時償却又は税額控除措置が平成29年3月31日で終了する代わりに、今回の改正により中小企業等経営強化法の認定計画に基づく制度に改組し、適用される資産の範囲を拡充し、適用期限も平成31年3月31日まで延長されます。即時償却は100%が認められ（現行は50%）、税額控除措置は7%（特定中小事業者

等は10%)と現行の4%を大きく上回り、中小企業者の設備投資を税制面から支援するものです。

なお、この優遇税制を適用するためには、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する認定経営力向上計画を事前に主務大臣の認定を受ける必要があります。この認定を受けると、優遇税制だけでなく、金融支援を受けることが可能です。

③所得拡大促進税制の拡充

中小企業者等に対して、従来通りの制度を維持しつつも、前年より2%多い賃上げを実施すると、税額控除額を10%から2%上乗せして12%とする拡充措置が示されました。

3. コラム～働き方改革、「残業時間の上限 60 時間」について

労働基準法が定める法定の労働時間は、1日8時間、週40時間ですが、同法36条に基づく労使協定(サブロク協定)を結ぶと月45時間、年間360時間まで残業が可能になります。更に、特別条項を付ければ最大半年(年6回)まで無制限で残業させることが可能になることから、「残業時間が実質は青天井」との批判が上がっていました。

これに対して、政府は働き方改革で、残業時間の上限規制について、年間で月平均60時間(年間合計720時間)とし、繁忙期のみ最大で月100時間まで認め、その前後の2カ月は80時間までとする方向を示しました。これは、過労死ラインの基準である「1カ月100時間超の残業」または「2～6カ月平均で月80時間超の残業」を超えないよう労使協定を拘束するものです。3月までにまとめる働き方改革の実行計画に盛り込み、労働基準法改正案を年度内に国会に提出する方針です。但し、研究開発職など国内の競争力を高める位置付けの職種には適用されず、医師との面談や代休の取得の義務付けで対応する方向です。

この改正に対応するには、現在の業務内容の見直しによる業務分担を変更するだけでなく、思い切って業務の切り捨てまでを図ることが必要になりそうで、究極的にはAI(人口知能)での代替を目指しているのかもしれない。

いずれにせよ、経営者の意識改革がなければ実現は難しいと考えます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>